

名護市教育委員会議事録

会議名	第 303 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 3 年 4 月 23 日 (金) 開会 16:00 閉会 18:50		
開催場所	中央公民館 第 1・2 研修室		
出席者	教育長 岸本 敏 孝 委員 (教育長職務代理者) 大城千代子 委員 照 屋 厚 委員 大 城 享 委員 宮 城 恵 次	教 育 次 長 (教)総務課長 兼学校給食センター長 教育施設課長 教育施設技幹 学校教育課長 文化課主幹 博 物 館 長 文化スポーツ振興課長 (教)総務課総務係長 学校教育課学校支援係長	岸本 尚志 玉城 利和 仲 田 宏 具志堅 文明 比 嘉 悟 比 嘉 久 仲井間 憲彦 大 城 智 當山 貴将 比嘉 拓郎 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

- 議案第 16 号 名護市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 17 号 名護市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 18 号 指定文化財の指定解除について
- 報告第 3 号 令和 3 年度名護市学校給食センター予算 (給食費予算) の報告について
- 報告第 4 号 専決処分事項の報告について (名護市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)
- 報告第 5 号 専決処分事項の報告について (令和 3 年度 4 月人事異動について)
※ 秘密会
- 報告第 6 号 専決処分事項の報告について (令和 3 年度公立学校管理職途中人事異動に係る内申について **※秘密会**)

2 内容

- ・議案第 16 号 名護市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について (教育委員会総務課長より説明)

委員：具体的には、個人所有のパソコンと繋ぐということか。

教)総務課長：送受信の対応が可能なら、お持ちの端末をご利用いただくことも想定している。ただ、通信環境が整っていない場合、市で持ち合わせている端末を貸出すことも検討したい。通信環境がどうしても整わない場合には、市庁舎に別室を設け、そちらからのオンライン参加ということも想定している。

委員：パソコン自体を保有していないので、公民館から借りてオンライン会議を行ったことがあるが、学校にはオンライン会議の環境が全て整っていることから、学校のパソコンを使用し
てのオンライン会議は可能か。

教) 総務課長：学校長との調整が必要となるが、今後検討させて頂きたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 17 号 名護市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課長より説明)

委員：コミュニティスクール導入を今後進めていかないと、学校運営がある程度制限がかかる
のではないかと懸念がある。学校評議員制度では学校ごとの設置だったところが、学校運
営協議会制度では校区ごとの運営協議会設置に変更となった。学力向上推進委員会は中学校区
で設置しており、それとコミュニティスクールの運営を比較してはいけないと思うが、同一の
流れにならないかなという懸念がある。大北小が令和元年、名護小中学校区が令和 2 年度から
実施しているが運営状況はどうなっているのか。評議員制度から運営協議会に移行しているが、
評議員制度が無くなったということか。それからもう一つは、校長がリーダーシップを発揮で
きる運営体制の在り方を検討するということが重要であるということがあるが、教職員の人事
の在り方について、採用の問題、性別的な問題等、色々問題がある。他県だとは思いますが、試験
をせず、実習と大学での評価をもって採用する方法があった。それは人材の流出を防ぎ、優秀
な人材を確保するものだと思うが、運営協議会という役割の中で今後そのような方法を導入す
る考えがあるか。

学校教育課長：まず、学力向上推進委員会とコミュニティスクールの関係性についてだが、去
った 2 月に学力向上推進委員会総会を開き、コミュニティ推進委員会に名称変更し内容を整理
した。コミュニティ推進委員会内に学力向上に係る部会をしっかりと設置し、従来の小中が連携
して行っていたもの、縦のつながるによる授業を備えるとか、中学校区でしっかりと教育の環
境を整えるといったことを引き継ぎやっていく。組織をバラバラではなくコミュニティスク
ール推進委員会のなかで学力向上推進と家庭地域連携の二本柱を整備した形でスタートしてい
る。人事に関することについては、学校運営協議会では人事権についてはいれていない。校長
承認等の基本的な事は入れているが、人事に関することについては学校推進協議会での話し
合いや決定することは当面考えてない。

学校支援係長：運営状況については、先に導入しているひるぎ学園、緑風学園は今年度で 4 年
を迎えており、ある程度形作られており、毎年協議の中からマイナーチェンジし、それに則し
た体制はできている。前年度導入している名護小中については、コロナの状況もあり協議会が
開催出来ていないということもあって、そこまで軌道に乗っていない。大北小については 3 年
目を迎えるが、導入当初から組織体制等もしっかり整備してあったところではあるが、実際運
営したところ、現状に即していない状況もあったということで昨年度協議の中で体制を見直し
た。やはり導入後に、関係者からの状況を確認し、話し合うということが抜けているため、
協議の場として運営協議会の役割を果たせるのかと思う。その他の学校評議員制度についても
随時検討することになっている。

委員：学力向上の中でも含むというのは心配。理由は学力向上という組織自体が、今までやってきた中で良好に終えた形のものが見えない。特に社会関係の関係性が迫っているときに、十分に機能していないという点で懸念されることである。ただ、ひるぎ学園や緑風学園などは一年生中年生という一体型となっているため可能と考えるが、例えば羽地中や真喜屋小などバラバラの校区を一体型としてしまうと、十分に機能しないのではないかという心配がある。せっかく現状の、例えば家庭の状況、地域の状況、学校の関係性、こういう密の関係性の連携が非常に不十分だと思う。そこをコミュニティスクールで徹底して行う、そのような形としてはちょっと不十分なのかと思う。現存している組織を利用や移行するということではなくて、中学校区ごとにやるといった形がコミュニティスクールという形から外れてはいないかという懸念がある。やり方の問題なのでその辺は十分配慮して頂きたい。

委員：学校運営協議会の3（大北小学校運営協議会）、4（名護小学校運営協議会）、5（名護中学校運営協議会）は、学校ごとの運営協議会になっているが、将来的に中学校区の一つになる予定ですか。単体のままですか。

学校教育課長：今のところ単体のままとなる。

委員：これは運営協議会の意向でそうなっているのか。

学校教育課長：名護市教育委員会が指導した上でそのようになっている。

委員：視察をした運営協議会の中では、校区ごとの運営協議会があり、運営協議会のメンバーは色んな学校から集まることによって、良い取組を行っている学校を参考に別の学校でも取り組むといった、垣根がなくなるという所が運営協議会の良い所かと思う。校区が広ければ広いほど良いというわけではないが、色々な人が色々な意見を持ち寄った方が、学校を盛り上げようという話し合いの場としては良い。今は運営協議会単体で取り組んでいることも、将来的に地域の人など外部の方に運営協議会メンバーとして参加してもらい、運営協議会でしかできないような教育の場の提供を考えてほしい。

学校教育課長：同様なことを導入の時期に考えていたが、大規模校については学校ごとの導入とした。ただ、今後運営していくに従って校区ごとの運営協議会にした方がコミュニティスクールとして良いのではないかという議論が当然起こる可能性はあるので、そこは状況をみながら学校側と話し合っていきたい。

委員：中校区で運営ということは学力向上の問題等、社会的なものをひとまとめにするという面は非常に良いのではないか。一方、学校の色々なことを解決、活性化を目指し、単体でやっていくということであれば学校と密着した人材でやっていくというのも大事。この辺はどちらが良いのか。それは一つの考えだとして、このコミュニティスクールで何をやっていくのかを突き詰めていく必要がもっとあるのではないか。例えば、今私たちの目に入ってくるのは学校行事、体験学習、ふるさと学習といった総合的な学習等の支援が強調されて見える。個人的な考え方だが、そもそもなぜコミュニティスクールが大事なのかというと、教育というのは分野が非常に広いため、学校だけでは解決できない問題が沢山あり、社会教育的な支援が必要となってきたため、コミュニティ的な学校が必要になってきたのではないかと思う。単なる講演会、ふるさと学習などの体験的な事業ではなくて、本当に教育という、学校でなされている教育を支援していくという意味では、もっと具体的に学力の問題、あるいはいじめの問題等、様々な

問題を解決していくような活動を行っていかないと学校への本当の助けにはならないのではないか。学校が非常に困っている生徒指導、学級崩壊等、学校だけでは対応出来ない問題を地域の人達の知恵や、家庭での教育を地域で考えるとといった支えが必要だと思う。事業だけに目を向けるのではなく、教育の根本的な取組みを行っていくための協議の場として運営してもらい、本当のコミュニティスクールとは何なのかを追求し、良い形を作っていくような方法はどうか。

学校教育課長：中学校区のコミュニティスクール自体の意義は、理念を持つということで、新しい学習指導要領が子ども資質能力を打ち出しており、学力向上だけではなく、例えば、一地域の子どもの表現力が乏しいということを通課題とした場合、教育理念として打ち出し、地域内の学校は同様の理念のもとに授業や体験学習などの中に必ず表現場所として取り入れ、理念をしっかりと持ってスタートする。中学校区の魅力は中学校を卒業するときの姿を目標とし、小学校の先生方、親、地域の方々がその時の姿を目標に向かって進めていく。コミュニティスクールは絵に描いた餅ではなく、住んでいる保護者、教員みんな当事者だという意識をしっかりと作ってもらいたい。

委員：学校教育課からの資料で、重点目標つまり名護市の重点施策の基本理念の中でつながりというものが出てくる。地域とつながり、家庭とのつながり、みんな一つの理念と結びついてくる。GIGA スクールのイメージとして欠落していくのはつながりだと思う。なので、つながりを押し上げて、理念とマッチしていく必要があると思う。

委員：コミュニティスクールは地域が絡んでないと成り立たない。緑風学園は先進地となるが、周知してもらうのは大変なこと。周知してもらった上で協力してもらうが、区長の協力無しでは何にも動かない。コミュニティスクールは確かに子ども達のため、学校のためでもあるが、地域は地域自体も盛り立てたい、だからこの導入に賛成して協力していくというのが地域の共通意識の中にある。今後導入や今から進める地域に対して、地域は御座なりにすると協力は絶対に得られない。地域なしでは考えられないため、地域の人たちを説得することが成功のカギなので、力を入れていく必要がある。色々な事業を行うにあたって一番のキーポイントになっていくと思う。

学校教育課長：導入時より全ての地域の区長会に参加し説明を行っており、各学校の運営協議会にも参加している。

学校教育支援係長：分かりやすい説明を意識的に実施している所で、昨年度よりリーフレット等を配りながら区長会への説明を行っている。また、区長会だけではなく地域の方に広く知って頂きたいので、市民のひろば等を活用して周知を行っている。今月号で緑風学園、ひるぎ学園の取組を紹介させていただいた。周知活動も合わせてやっていきたいと考えている。地域向けの研修会を前年度も予定していたところだが、コロナ禍で開催が難しかった。地域向けの研修会の準備はしていきたい。

委員：折角の活動を形骸化させないためにインターネットを活用できないか。地域の取り組みを、地域の方々の目に届くような取り組みを、SNS 等を活用し発信しても面白いのではないか。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 18 号 市指定文化財の指定解除について
(文化課主幹より説明)
(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第 3 号 令和 3 年度名護市学校給食センター予算(給食費予算)の報告について
(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)

委員：児童生徒の給食費は負担金が入ってくると思うが、実費である教職員の未払いはあるか。

教) 総務課長兼学校給食センター長：教職員の中でも未徴収の方がいるため、年度ごとに未収が生じている。全体的には過年度分の徴収も務めている中で、大きな額が徴収出来てはいるが、毎年毎年若干の新規の未収が発生している状況である。

委員：対策は。

教) 総務課長兼学校給食センター長：口座振替の徹底を進めていきたいと考えている。口座振替ではなく納付書を渡して銀行で支払う形を取っている。払い忘れや業務多忙ということで未納が多くみられたため、口座振替の徹底を各先生方に依頼し進めていきたい。

委員：払いたくないじゃなくて、払う時間がなかった、または払える状況でなかったということで理解していいか。

教) 総務課長兼学校給食センター長：そのように理解して結構である。

委員：納付書はコンビニで使用可能か。

学校給食係長：コンビニでは使用できない。

委員：給与天引きは可能か。

学校給食センター係長：給与天引きは出来ない。

委員：納付書払いは厳しいと思う。多忙により、わざとではなく未納になるのは分かる。年度末に調整してもらおう工夫が必要。未納がある方は一括等で未納額を示していかないといけない。保護者に未納分を請求している以上、許せないこと。未納の話とは別で、従来だと地産地消率という言葉が載っていたが、これを今年省いたのはなぜか。

学校給食係長：給食費無償化の際に、再編交付金を活用している。元々、地産地消の補助は名護市の単費を活用していたが、再編交付金に統一した。目標として食材の重量ベースで 25%、名護市産の食材を使用すると標記しており継続して地産地消に取り組んでいる。予算書には書かれてはいないが、しっかりとした取り組みを行っている。

・報告第 4 号 専決処分事項の報告について(名護市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

(文化スポーツ振興課長より説明)

委員：新任が 2 人か。

文化スポーツ振興課長：新任が 2 人、再任が 3 人となる

・報告第5号 専決処分事項の報告について（令和3年度4月人事異動について）

（教育委員会総務課長より説明）

委員：名護市役所全体でパワハラやいじめ等によって休職等に陥るという現状はあるか。

教育委員会総務課長：パワハラ等については、本人の承諾がない限り本人以外は知る由がない。そのため、事務局としては知りえていない部分である。もしかしたら役所内でのパワハラやの相談が市長部局の人事等に寄せられている可能性はあるが、職員の中では知り得ていない。労働安全衛生委員会の中でもそのような報告も挙がっていない。

委員：倫理委員会や人事院のような精査するものが役所にもあるか。

教育委員会総務課長：役所、民間共にパワハラに対する対策が法で定められており、本市においても規定が設けられている。今年に入って、全職員を対象にパワーハラスメントの研修を行って、相談窓口が市長部局の人事担当部署や教育委員会の人事担当部署が窓口として設けられている。

・報告第6号 専決処分事項の報告について（令和3年度公立学校管理職途中人事異動に係る内申について） ※ 秘密会

（学校教育課長より説明）

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

（会議録署名人）

教育長 岸本敏孝

作成職員 八中原 真